

---

---

# 日本における「複言語主義」の役割

大井 真奈

---

---

## はじめに

2001年に欧州評議会が長年にわたりヨーロッパの外国語教育政策として開発してきた言語の教育、学習、教授法についての枠組みを「ヨーロッパ言語共通参照枠（以下CEFR）」として発表して以来、CEFRの中核である共通参照レベルは欧州内の外国教育の場において積極的に取り入れられ、これを用いた教授法について批判的な立場からも含め様々な研究がなされている<sup>1</sup>。

日本においても、文部科学省が平成23年に公表した「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策～英語を学ぶ意欲と使う機会の充実を通じた確かなコミュニケーション能力の育成に向けて～<sup>2</sup>」の中で具体的施策として「国は諸外国の取り組みも参考にしながら、国として学習到達目標を『CAN-DOリスト』の形で設定することに向けて検討を行う」と述べられており、その参考資料にCEFR日本語訳<sup>3</sup>の抜粋が添付されている。また「平成26年度英語力調査（高校3年生）結果の概要<sup>4</sup>」において調査の特徴として「高校生の英語力を幅広く測定するため、世界標準となっているCEFR」の「A1からB2までのレベルを設定できるように設計」と明記されているように、英語教育におけるレベル設定にCEFRが及ぼしている影響は大きいと言える。

その他の外国語教育においても、CEFRのレベルわけに準じた教科書作成や学校内（特に大学内）において開講されている多数の外国語に共通する到達レベルや言語ポートフォリオの設定研究などといった場面で利用される機会が増えている<sup>5</sup>。このことは、「ヨーロッパの言語教育のシラバス、カリキュラムのガイドライン、試験、教科書、等々の向上のために一般的基盤を与えること」「言語学習者が言語をコミュニケーションのために使用するためには何を学ぶ必要があるか、効果的に行動できるようになるためには、どんな知識と技能を身につければよいかを総合的に記述する<sup>6</sup>」ことを目的としているCEFRの共通参照レベルの導入が、社会基盤の大きく異なる日本の語学教育においても有用であり研究に値するものであることの一つの表れといえる。

本稿では、共通参照レベル制定の基盤となった「ヨーロッパのための言語イデオロギーの中心として位置づけることのできる複言語主義<sup>7</sup>」が日本における外国語の教育にどのように応用できるのか、筆者が携わっているドイツ語教育を例として考察していきたい。

## 1 複言語主義とは

ヨーロッパにおいて複言語主義が重視されるようになった背景としては、この域内で人々の使用する母語の種類が多さがある。しかも、200以上といわれる言語変種が共存するヨーロッパにおいて、歴史上長期にわたって支配的な地位にあった言語は存在しなかった。そのためヨーロッパの共通言語と認識される言語は存在せず、「ヨーロッパにおける多様な言語と文化の豊かさは価値のある共通資源であり、保護され、発展させるべきもの<sup>8</sup>」であるという見解のもとにEUにおいては加盟国すべての公用語（その数24）を対等に扱うという原則がとられている。その上で、言語が異なるという障害を乗り越えてお互いを理解しあうためにはお互いの言語を学ぶことが必要であるという言語政策的な立場から、各人が母語プラス2言語を習得することを目標に、生涯にわたって言語学習を続けられるような様々な言語教育推進プログラムを制定するなどして言語学習と言語の多様性が推進されているのである<sup>9</sup>。

ここで気を付けなければならないのは多言語主義と複言語主義の違いである。CEFRでは多言語主義とは、複数の言語の知識であり、あるいは特定の社会の中で異種の言語が共存していることであり、学校などで学習可能な言語の多様化や生徒に一つ以上の外国語を学ぶように奨励することなどによって達成されうるものであると説明されている<sup>10</sup>。それに対する複言語主義の概念を要約すると、個々人の言語体験はその文化的背景の中で広がるものであり、その際に個々の言語や文化が完全に切り離されているのではなく、それまでの言語知識や経験を土台として新たなコミュニケーション能力を作り上げることであり、相互理解のために別の言語や方言を用いたり、物まね、身振り、顔の表情などのパラ言語的な表現を導入して「何とかコミュニケーションを図ること」であるという。それ故にすべての話者は、教育活動によるものかどうにかかわらず、さまざまに異なるレベルで複数の言語変種を習得しようという点で、潜在的に複言語であり、複言語は特別な能力ではなく、すべての話者が共通して持つ力であると解釈できるのであり<sup>11</sup>、多文化・多言語の共存するヨーロッパにおいて「相互理解と寛容性、アイデンティティと文化的な差異を尊重する心を育てる<sup>12</sup>」ために必要な概念なのである。

## 2 日本での必要性

前項ではヨーロッパの言語教育において複言語主義が重要とされる背景をまとめたが、地理的、歴史的背景の異なる日本でのドイツ語教育においてもこの概念を反映して行うことは必要であると思われる。

現在の日本においてドイツ語を必要とする場面はかなり限られてくるため、学生時代の一時期にドイツ語を集中して学んでいる期間に覚えた個々の事項は、その後も使い続けなければ大半は忘れてしまうものであろう。このような状況にあっては、初めは何らかの関心を持ってドイツ語を履修しても文法上の変化が多いと感じた途端に学習意欲を失ってしまう学生が出てくるのも当然と思わざるを得ない。しかしながら、個々の事項は忘れたとしても、ドイツ語の学習を通じて、相互理解のためのコミュニケーションの必要性を意識するよう促すことができたなら意義のあることであると思われる。

というのも、グローバル化や人口減少が進むであろう今後の日本においては、職場や身近な場に日本語が母語でない人が増え、その相手と日本語で意思疎通が図れないという状況が生じることも十分に予想されるが、このような場面においてはそれまでのあらゆる経験や知識を総動員して「何とかコミュニケーション」を取る必要性が出てくる可能性が高いからである。さらに言えば、自らも外国語で苦勞した経験があれば、日本語ができない話者に対しても多少なりとも寛容になり、簡単な日本語に置き換えたりパラ言語も用いるなどお互いの意思疎通が可能となるような何らかの代替手段を考えることも多くなると思われるのである。

### 3 まとめ

欧州評議会はそれまでに提言してきた言語学習プログラムの政治的目的の一つに「相互対話を求めるヨーロッパの中で、必要なコミュニケーション能力を持たない人々を疎外することから生まれかねない危険を回避すること<sup>13</sup>」と述べている。

このような危険が生じる可能性は、今後日本語を母語としない人々がより増えるであろう日本においても大いに考えられる。さらに、それだけではなく、欧州評議会では少数言語使用者保護の原則から加盟国に対して手話も公用語と認めることを求めているが、日本語においても手話話者とのコミュニケーションや、あるいは旅行先で方言がよく聞き取れなかったり、例えばある学校内でしか通用しない略語などの言い回しが外部の自分には分からないなど、母語同士であってもコミュニケーションがとれないことは誰にでも起こりうるのである。

このようなことから、言語教育においては、相互理解のためには相手が母語か外国語話者かの区別なく「何とかしてコミュニケーションを取ろうとする」姿勢が必要になってくる場合が常に起こりうることを念頭におき、学生たちがこのことに気付くことを促す工夫をすべきであると思われる。

(本学非常勤講師)

---

#### 注

- 1 批判的なものの例としては以下のものなど  
Bausch, K., H. Christ, F. G. Königs. (2002) Der Gemeinsame europäische Referenzrahmen für Sprachen in der Diskussion, Tübingen Gunter Narr Verlag
- 2 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/082/houkoku/1308375.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/082/houkoku/1308375.htm) (2017年8月10日閲覧)
- 3 吉島/大橋訳・編「外国語教育Ⅱ 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠」朝日出版 2004年
- 4 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/gaikokugo/1358258.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1358258.htm) (2017年8月10日閲覧)
- 5 例として、国士館大学外国語到達レベルと外国語ポートフォリオ <http://homepage.kokushikan.ac.jp/gaikokugo/portfolio/portfolio.html> (2017年8月10日閲覧) などがある
- 6 吉島/大橋 1頁
- 7 山本冨里訳 欧州評議会言語政策局著「言語の多様性から複言語主義へ ヨーロッパ言語教育政策策定ガイド」くろしお出版 (2016年) 47頁
- 8 吉島/大橋 2頁
- 9 例として、ヨーロッパ諸国の青少年が奨学金を得て他国で学ぶための「エラスムスプログラム」や、職業教育のための「レオナルド・ダ・ヴィンチプログラム」などがある
- 10 吉島/大橋 4頁
- 11 山本 63頁
- 12 吉島/大橋 3頁
- 13 吉島/大橋 3頁

